

株式併合について

2020年10月1日に、10株を1株に併合する株式併合を実施いたしました。

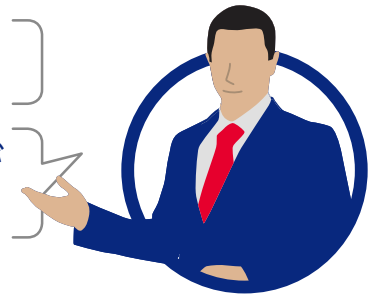


- 投資単位が東証の有価証券上場規程において望ましいとされている「5万円以上50万円未満」になりました。
- 1株あたり配当についてよりきめ細かな設定が可能となり、資本運営の柔軟性が高まりました。



Q 株式併合して配当金の額は減るのでしょうか？

A 本株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。



ご注意ください

- 単元株式数は100株のまま変更しておりません。議決権は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
- 単元未満株式はお取引に制約が生じる場合がございます。単元未満株式のお取引に伴うご不便を解消するために、単元未満株式の買取または買増制度がございます。誠に恐れ入りますが、お取引をされている証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。

■ 各種ご照会先

	証券会社等に口座をお持ちの株主さま	証券会社等に口座がない場合(特別口座)
各種手続き (住所変更、配当金受取方法の変更等)	お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください	みずほ信託銀行 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 フリーダイヤル 0120-288-324 (通話料無料、土・日・祝日を除く9:00~17:00)
単元未満株式の買取・買増請求		
お受け取り未済の配当金のご請求※		
支払明細等の発行		

※お受け取り未済の配当金のご請求につきましては、最寄りのみずほ信託銀行、みずほ銀行の各支店にてもお取り扱いいたします。

